**建築（建設）承認申請書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  泉南市長　様  　　　　住所  　申請者  　　　　氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号  都市計画法第37条第１号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | ※　手数料欄  　年 　月 　日  手数料  円  収納済  担当 |
| 開発登録簿の番号 | |  | |
| 建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番 | |  | |
| 予定建築物等の用途 | |  | |
| 承認を要する理由 | |  | |
| 申請代理人住所氏名 | | ㊞  電話番号 ( ) | |
|  |  | | |
| ※　受付欄 | ※　承認欄 | | |
|  | 第　　　　　　　号  　　年　　　月　　　日  この申請は、次の条件を付けて承認します。  　泉南市長　　　　　　　　　　　　　㊞ | | |
| ※　条件欄 | | |
| 条件  　都市計画法第36条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。  （教示）  １　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、泉南市長に対して審査請求をすることができます。  ２　この処分については、上記１の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、泉南市を被告として（訴訟において泉南市を代表する者は泉南市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。  ３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 | | |
| ※　備考欄 |
|  |

注意※印のある欄は記載しないこと。